

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年7月13日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県の官報（県報）公報紙にケイサイされた〇〇土地改良区の書類（利水及び利水権）に関する書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月27日、実施機関は、本件請求に対して、「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年8月5日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年12月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類 〇〇土地改良区の定カン及び要項等（利水及び利水権）賦課金を徴収する権利があるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が公開を求めている公文書は、県の官報（県報）公報誌に掲載された〇

○土地改良区の利水及び利水権に関する書類と推察される。

個別の利水及び利水権が県の官報（県報）公報誌に掲載されたことはない。また、生産基盤課が個別の利水及び利水権に関する書類を県の官報（県報）公報誌に掲載する業務を行っていない。

したがって、生産基盤課としては、本件請求に係る公文書を作成、又は取得したことがないため、保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和5年12月27日	諮問
令和7年 4月25日 第3部会（第19回）	審議
同 年 5月27日 第3部会（第20回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

実施機関は、本件請求に係る公文書を県の官報（県報）公報誌に掲載された○○土地改良区の利水及び利水権に関する書類と特定して本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、○○土地改良区の定款及び要項等（利水及び利水権）を公開すべき旨主張しているが、実施機関は本件請求に係る公文書を保有していない旨主張しているため、以下、請求の対象公文書の特定及び本件対象公文書の保有の有無について検討する。

2 公文書の特定について

実施機関の弁明によると、審査請求人が提出した公文書公開請求書に基づき、本件請求に係る公文書を県の官報（県報）公報誌に掲載された○○土地改良区の利水及び利水権に関する書類と特定したとのことである。

これに対し、審査請求書において審査請求人が公開を主張する文書は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、実施機関は公文書公開請求書の記載に基づき公文書を特定すべきであるから、実施機関が本件公文書と特定したことについて、不合理な点はない。

3 本件対象公文書の保有の有無について

当審査会において県報を確認したところ、審査請求人が主張する〇〇土地改良区の
利水及び利水権に関する記載はなかった。

以上により、本件請求に係る公文書を作成、又は取得したことがないため、保有し
ていないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の
結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
遠藤 理恵子	弁護士	部会長
田中 里佳	公認会計士、税理士	
橋本 正成	弁護士	